

◎議 事 日 程（第5号）

平成20年12月22日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 議案第45号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第47号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 愛西市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 （仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第54号 （仮称）愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第55号 （仮称）愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第56号 愛西市立田保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第57号 愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第58号 愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第59号 愛西市本部田・東條排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第60号 愛西市佐屋中央排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第61号 愛西市永和台排水処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第62号 愛西市山路地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第63号 愛西市福原地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第64号 愛西市西鶴戸地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第65号 愛西市小茂井地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第66号 愛西市四会地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第67号 愛西市森川地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第68号 愛西市鶴戸東八反割地区排水施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第69号 愛西市東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について

- 日程第28 議案第70号 愛西市西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第71号 愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第72号 市道路線の認定について
- 日程第31 議案第73号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第74号 平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第75号 平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議案第76号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第77号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第78号 平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 意見書案第8号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について
- 日程第38 請願第3号 総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について
- 日程第39 陳情第18号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
- 日程第40 陳情第19号 自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情について
- 日程第41 陳情第20号 「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情について
- 日程第42 陳情第21号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42までの各事件

追加日程第1 意見書案第9号 「協同労働の協働組合法（仮称）」の制定に関する意見書について

追加日程第2 意見書案第10号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書について

◎出席議員（29名）

1番 前田 芙美子 君

2番 鷲野 聡明 君

3番 三輪 久之 君

4番 日永 貴章 君

5番	吉川三津子君	6番	榎本雅夫君
7番	岩間泰彦君	8番	田中秀彦君
9番	村上守国君	10番	真野和久君
11番	鬼頭勝治君	12番	八木一君
14番	小沢照子君	15番	後藤和巳君
16番	堀田清君	17番	加藤和之君
18番	古江寛昭君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君	21番	永井千年君
22番	黒田国昭君	23番	中村文子君
24番	加藤敏彦君	25番	加賀博君
26番	宮本和子君	27番	石崎たか子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

◎欠席議員（1名）

13番 近藤健一君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	中野正三君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活・保健部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	櫻井義久君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤忠俊	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

13番・近藤健一議員は欠席届が出ておりますので、報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、12月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、選挙運動用ビラの単価の根拠について質問がありました。答弁として、単価を求めるとき総務省が市場調査を行い、何通りかの見積もりを徴収し比較検討されて決定された単価を使用したとのことでした。また、ビラの配布の規制については、新聞折り込み及び個人演説会会場内、選挙事務所内、街頭演説の場所以外では禁止ということでした。賛成討論として、今回の選挙運動用ビラについては、非常に限定的ではあるが、候補者の主張や政策がきちっと届けられていると思う。戸別訪問の解禁なども含めて全面的な選挙の自由というものが実現していかななくてはいけないと思っています。今回はその半歩くらいにしかならないが、前進ととらえて賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第47号：愛西市税条例の一部改正につきましては、今回の改正で県内の対象団体はどれだけあるかという質問がありました。34条の7第3項については7団体、4項については683団体、6項については3団体の合計693団体ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、地域づくり振興基金に充当した合併特例債の償還計画について質問がありました。答弁として、平成18年度及び19年度にそれぞれ9億5,000万円の借入れをしており、いずれも20年償還、元金均等償還で利率は18年度が2.00%、19年度が1.89%となっ

ており、今年度、残り分7億8,700万円を同様の条件で入札により借り入れする予定です。償還額については、元金均等償還ですので毎年額が減少しますが、平成21年度ですと1億3,500万円ほどになるとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第19号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める陳情につきましては、反対討論として、新保険業法は、多くの方が被害者となったオレンジ共済組合事件などを繰り返さぬよう共済制度等を広く保険業法の規制の対象とし、一定のルールのもと事業を行うという改正については、消費者保護の観点からすれば必要なものと考えます。しかし、地方公共団体や学校などの共済組合は、この法律の適用除外になってきていますし、健全に運営されてきたほかの共済団体については、小額短期保険業制度を同時にスタートさせることにより、一定の配慮もされていると理解しているため、この陳情には反対いたしますという御意見がありました。賛成討論として、そもそも消費者を守ることが法改正の趣旨であるので、加入者の生活と健康や命を守ってきたこの自主共済が存続できなくなるということは、何としても避けなければなりませんので、この法改正の趣旨や目的を考えれば、これらの自主共済制度については、保険業法から適用除外をしなければいけないと考えていますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第20号：「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情につきましては、賛成討論として、協同労働の理念に合った協同組合制度になるように法人格の整備が急務だということで、国では与野党を超えて法の制定に向けて運動をしています。したがって、国と政府に対して社会連帯の中で仕事を起こして社会に参加する道を開いていく有力な制度としての協同労働の協同組合法の速やかな制定は賛成でありますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというので、その案文を御協議いただき準備させていただいております。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、12月17日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付させていただいておりますように、議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定と議案第48号：愛西市手数料条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で可決されました。

議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療保障制度の手続が必要になった場合、妊婦さんはどこに行ったらよいか。また、市の相談窓口はどこかというお尋ねがありました。手続については、病院との契約が大前提で、市役所の相談窓口は健康推進課ということでした。賛成討論として、現在、産科医のなり手が減って安心して出産できない状況が広がっています。産科医になる医者が少ない原因の一つに、出産による障害補償の問題です。今回の改正は、産科医療保障制度が創設され、出産による脳性麻痺に対して補償がされることにより、大きく改善が図られているので、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、すべての小学校区に児童館及び子育て支援センターが設置されることについて、市としての考えについてお尋ねがありました。答弁として、すべての児童館及び子育て支援センターは均等性を持って事業を実施していきたいとのことでありました。賛成討論として、すべての小学校区に児童館の設置は、住民の強い要望でありました。すべての小学校区に子供たちのセンターが整備されるという条件を生かして、今後、子供たちの立場に立った子育て支援を一層充実することを求めて賛成といたしますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第51号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第53号：（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてから、議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでは、一括審査といたしました。募集要項には、開館時間が午前8時半から午後5時までとなっているが、この時間帯では働く父母が送迎するのは難しいと考えるが、父母の要求にこたえることができるかというお尋ねがありました。答弁として、その開館時間は児童館の開館時間で、児童クラブの要項については、午前7時半から午後6時半までとなっているとのことでした。議案第53号、議案第54号、議案第55号の反対討論として、5年ごとに指定管理者の変更もあるということになれば、運営、施設管理や事業のやり方も指定管理者が変わるたびに住民サービスの内容変更を余儀なくされ、父母や子供たちは不安になります。指定管理で働く児童厚生員に対して、指定管理の雇用の実態、労務管理、賃金の把握などを行い、安心して働けるように賃金の上でも保障されなければなりません。専門性と経験を持つ児童厚生員の確保や子供、父母、児童厚生員と行政との協力・信頼関係の確立が重要となってきます。そういう意味では、児童館・子育て支援センターは市の直営で行うべきであると思ひ反対といたしますという御意見がありました。議案第56号の反対討論としては、直営の第1わかばの事業を行っているにもかかわらず、指定管理を行うのは問題であり、職員を配置して、管理業務は市が行うべきである。また、保険センターの機能を廃止する方向であるが、地区住民の健康を守る施設を廃止することは、住民の納得は得られないので反対しますという御意見がありました。議案第57号の反対討論としては、八開総合福祉センターは社会福祉協議会の本部となり、ボランティアセンターとしても活用されるよう

であるが、市の最北端に位置することにより、足のない交通弱者は利用しにくくなるのではないか。交通の足を確保することも今後は考えるべきであるので反対しますという御意見がありました。採決の結果、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号はいずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、教育委員会費の講師謝礼の内容についてお尋ねがありました。答弁として、これは、津島ロータリークラブから青少年育成のために寄附がありました。これを原資とし、教職員のための研修会を行うものであり、今後、青少年問題協議会も交えながら事業展開することも検討しているとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、賛成討論として、議案質疑において、後期高齢者医療制度の創設に伴い、当初予算の計上が大変難しかったということが説明されました。予算を二重に計上された部分もあり、不適切な予算であったと考えます。今回、その点を改善する補正予算となっていますので賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第75号：平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）及び議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑もなく、全員賛成で可決されました。

陳情第18号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情につきましては、反対討論として、今後ますます増大する社会保障給付費をだれが支えるかということかと思えます。現役世代にあまり過重な負担になるようなことは避け、サービスを受ける人もある程度は負担しないと理解が得られないと思うので、この陳情に反対しますという御意見がありました。賛成討論として、来年度介護保険も4期目の見直しで保険料の値上げやサービスの制限などを進めようとしています。こんなときこそ自治体として住民の立場に立って、住民の命と健康、暮らしを守るとりでの役割を果たすためにこの陳情を採択し、意見書を提出することに賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第21号：介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情につきましては、賛成討論として、介護報酬は、介護事業者が提供するサービスに対して支払われる公定価格で、これまでの改定で2003年にはマイナス2.3%、2006年にはマイナス2.4%と2回連続の引き下げでありました。事業所の経営は圧迫され、賃金の低迷と過重労働者の離職が進行し、人材不足が深刻化しました。介護報酬の引き上げが保険料や利用料に転嫁されないためには、介護保険への国庫負担割合を5%以上に引き上げることが必要ですのでこの陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を提出するというのでその案文を御協議いただき、準備させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

○経済建設委員長（大島 功君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、12月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、立田地区の使用料金を統一する予定はあるかという質問に対しまして、合併協議会の方で均衡を保てるように調整する形になっていますので、地区協議会の方で検討賜りたいと思いますという答弁でした。反対討論として、料金格差の是正のために、市の一括管理による料金の統一を早急にする必要がある。その方針を明確にした上で、それまでの当面の料金を決定すべきだ。一般会計からの繰り入れをやめることを第一とし、大幅な値上げをすることは、公共料金の決め方として問題がある。実績に基づき値下げを行う地区については当然賛成するが、八開地区の料金決定には問題があり、この議案には反対するという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定から、議案第71号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでは、一括審査といたしました。賛成討論として、農業集落排水等の施設の指定管理者に関しては、選考の仕方で委員が団体の長が入っていること、また、料金等の徴収方法についても市が直接携わった方がよいと思います。そういった方向で進めていただくことを要望して、賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で議案第58号から議案第71号までは原案のとおり可決されました。

議案第72号：市道路線の認定につきましては、市道認定するに当たっての基準はあるかという質問に対しまして、愛西市市道認定要項に基づいて認定しているという答弁でした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第77号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）及び議案第78号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書案につきましては、賛成討論として、内容としては消費者の立場からも生産者の立場からもやっていかななくてはいけないだろうということを思っていますが、生産者の方々の負担が大きくなっているという現状もあるが、議会としても市としてもそういった指導なり、啓発なりに努めていかなければいけないと思っています。この意見書案はすべてに対して当然のことであるということで賛成しま



すという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

総合斎苑建設調査特別委員会へ付託いたしました請願につきまして御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

総合斎苑建設調査特別委員長、報告をお願いいたします。

○総合斎苑建設調査特別委員長（太田芳郎君）

それでは、総合斎苑建設調査特別委員会の報告をいたします。

総合斎苑建設調査特別委員会は、去る12月16日午後2時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付いただいておりますように、請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願につきましては、反対討論として、現在進められている建設予定地は、一般市民の方も入っている検討委員会や議会の特別委員会で候補地5地区から比較検討し、現在の予定地が最適地と判断されました。既設の斎場は老朽化が進んでおり、故障して困るのは市民の方々です。市民の方が安心して利用できるようにすることも自治体の責務と考えます。もちろん周辺の環境等にも配慮することは申すまでもございません。セレモニーホールにつきましては、最近の住宅事情や核家族化などで自宅以外で葬儀をすることが多く、市民の利便性や経済性を考えると、セレモニーホールは必要と考えこの請願に反対しますという御意見がありました。賛成討論として、こうした施設をつくる場合、地元の住民の皆さんの同意が一番大事であり、同意を得るとともに客観的な理由が必要です。もう一度、地域条件等を考慮し選定をやり直すことが必要です。セレモニーホールについては多くの方が必要ないと考えていますので、この請願に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があれば、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第45号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第45号：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第46号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についての賛成討論を行います。

公職選挙法は、規制の歴史であります。特に問題なのが欧米では当たり前の戸別訪問の規制です。今の規制だらけの選挙では、候補者の主張が直接届かないまま選挙運動が終わってしま

い、多くの人が実績や選挙公約を十分吟味できないまま候補者の選択をすることにもなっているとあります。戸別訪問の全面的解禁を初め、抜本的に規制を緩和しなければなりません。今回の改正は、戸別の自由な配布は認めない非常に限定的なものでありますが、候補者の主張政策が届けられる方法が少しふえたということで賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第46号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

選挙期間中にビラを配布できるようになり、政策を有権者に伝える手段が一つふえ、政策で選択できる選挙へ一歩前進いたしました。また、愛西市においては、候補者に対し公平に行政情報を提供していくとの姿勢も示されましたので賛成といたしますが、一つ、愛西市の選挙管理委員会に要望といたしまして、選挙違反への注意のみではなく、投票率アップや選挙公報などの工夫により、有権者が政治にさらに関心を持つ工夫をしていただくことを求め、私の賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第47号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第47号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第48号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第48号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第49号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第49号：愛西市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第49号についての賛成討論を行います。

子供を安心して生み育てるという点で、今の日本の社会は多くの問題を抱えております。特に産科医のなり手が減って、安心して出産できないという状況が広がっております。産科医になる医師が少ない原因の一つが、出産に伴う訴訟や後遺症の補償問題です。今回の改正は、産科医療保障制度が創設され、出産による脳性麻痺に対して補償がされるようになります。制度としては今後充実が求められますが、大きく改善が図られているので賛成といたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第50号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第50号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第50号についての賛成討論を行います。

愛西市は合併時に児童館及び子育て支援センターの設置状況は、北河田小学校、そして西川端小学校、八輪小学校区が未整備でありました。すべての小学校区に児童館の設置と学童保育の実施は住民の強い要望であり、日本共産党議員団も強く要望してまいりました。そして、八木市長も公約に掲げて今日実現に至りました。今回、議案第50号では、北河田児童館と西川端児童館、議案第51号では、八輪子育て支援センターの設置を提案されております。これらは、愛西市が子育て一番のまちづくりを進めていく上で必要条件となります。すべての小学校区に子供たちのためのセンターが整備されるという条件を生かして、今後子供たちの立場に立った子育て支援を一層充実することを求めて賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第51号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第51号：愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第52号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

八開地区の値上げは、4人家族で4,400円から5,200円と800円、18%の値上げになります。

年間9,600円の値上げは、住民にとって大変大きいものがあります。立田地域で一番高くなる立田地区の4人家族で月額4,800円と比べても、そうした高いものが認められるとは思えません。一方、その立田地区の立田地域では最も高く、その最も安い早尾地区の3,800円と比べても大きな差があります。こうした料金格差の是正のために、市の一括管理による料金の統一を早急にする必要があります。この方針を明確にした上で、それまでの当面の料金を決定すべきです。特に、かたくなに一般会計からの繰り入れをやめることを第一として、こうした大幅な値上げをすることは、公共料金の決め方として大変問題があります。市民生活への大きな影響を考慮して決定すべきではないでしょうか。実績に基づき値下げを行う地区については賛成できますが、八開地区の料金設定に関しては大きな問題があり、この議案には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、12番・八木一議員、どうぞ。

○12番（八木 一君）

議案第52号の賛成討論であります。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成討論を行います。

今回の改正で皆さんも御存じと思いますが、八開地区の使用料については、合併協議第51号において、合併後から4年間は施設管理費の不足分については一般会計より繰り出すことになっており、今回の改正については、地区全体の独立採算を原則に料金を試算し、区域の地区協議会に諮っており、適切な改正と思います。永和台クリーンセンター、西八幡団地浄化センターの両施設の使用料金については、今後10年間の管理計画により各年度別の収支を検証し、使用料金を引き下げるものであり、小茂井地区排水施設使用料金についても接続率がおおむね90%で、使用料金のランニングコスト試算をした結果の引き下げであり適切と思います。また、立田地区排水施設の使用料金設定についても独立採算を原則にランニングコストを試算し、区域の地区協議会に諮っており適切な決定と思います。今後は、同じ愛西市民ということを考えていただき、下水道等の使用料金及び管理体制に格差があってははいけませんので、早い時期に統一していただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第52号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第58号から71号の内容も含めて発言をさせていただきます。

私は、農業集落排水事業を指定管理者で行うメリットがないとの考えを議会でも発言してき

ましたが、今般、直営の方向で徐々に改善していくとの方向性が示され、評価いたします。しかし、八開地区では、使用料がかなりの値上げとなっており、リストラなどで低所得者の皆さんの不安は大変大きくなっている中、人間が人間らしく生きるための権利までもが保障されない社会的状況になっております。水道代や下水道代など、生活に不可欠のサービスの料金はある程度抑えていくことが大切であり、こうしたサービスは受益者負担や独立採算という考え方だけでは進めてはならないというふうに考えております。そのほかに、下水道整備においてかなりの課題はありますが、経済建設委員会でも発言をさせていただきましたが、農集落排水、広域下水道、コミプラ、合併浄化槽などの公金での整備事業から除外された地域もあり、合併前の事情や現状把握が不十分であることもわかりました。1世帯当たり多額の税金が投入された地域と、一方ではそうでない地域という、税の公平さという問題も今回の議会の中でも明らかになりました。今後、市全体の下水整備をどうしていくかの考え方を早急に決めていく必要があると思いますが、こうした課題に早期解決をすることを求め、直営と料金統一の方向性が示され、第一歩を踏み出しているということの評価し、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第53号から日程第15・議案第57号まで（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第53号：（仮称）愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてから日程第15・議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についてまでを、会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

56号と57号について、反対討論を行います。

56号、立田保健センター、57号、八開総合福祉センター、ともにこの施設については、日本共産党が行った市政アンケートでも施設の統廃合問題の御意見の中で、半数近くが保健センターについての御意見でありました。立田、八開の保健センターは、復活してほしいという趣旨の声がたくさん届いています。一例を御紹介しますと、住民が使用する施設については統廃合の必要はない。足がなく遠くで困っている。利用する人の意見をもっと聞いてほしい。運転で



きない人のことをもっと考えてほしい。保健センターは、やはり立田、八開に置いてほしい。立田の保健センターは、地域の親子のためにもっと利用すべき。立田から佐屋まで行くのは大変、バスがあっても帰りがありません。保健センターは、佐織、佐屋のみになって、立田、八開の人から苦情が出ている。統合よりも地域サービスの向上に目を向けてほしいなどなど、たくさん寄せていただきました。両センターの廃止は、この保健センターをなくしてほしいという強い声がないという状況の中で、保健師の効率的活用を大義名分に強行されました。担当課では、比較的うまくいったという声も出ているようですが、住民の目線で、本当にそんなことが言えるでしょうか。さらに条例を改正し、保健センターという名前も消す考えのようですが、両施設の名実とも廃止を前提にした今回の指定管理者の指定には反対であります。

以上、反対討論といたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

**○26番（宮本和子君）**

議案53号、54号、55号、（仮称）北河田、西川端児童館、八輪子育て支援センターの指定管理の指定についての反対討論を行います。

児童館、子育て支援センターは、子供たちの地域の子育てを担うという事業ですので、指定管理ではなく、市が直営で管理し、愛西市の全地域で同じように子育て支援が行われ、父母が安心して働けるようにしなければなりません。5年ごとに指定管理の変更もあるということになれば、運営、施設管理の事業のやり方も指定管理者が変わるたびに住民サービスの内容変更を余儀なくされ、父母や子供たちは不安になります。今まで働いてきた児童厚生員も解雇されるということになり、雇用不安も起きています。これでは、子供を預けて安心して働くことも地域の子育てセンターの役割が果たせなくなります。児童館、子育て支援センターの施設管理者のネットワークが綿密にできないのも、直営と指定管理をきちっと市が責任を持って対応していないからです。児童福祉課に指導保育士を置いて、児童館、子育て支援センターの連携をとり、それぞれのよさを交流することによって、よりサービスを向上させることができます。指定管理で働く児童厚生員に対して、指定管理の雇用の実態、労務管理、賃金の把握などきちんと行い、安心して働けるよう、賃金の上でも補償されなければなりません。そうでなければ、ワーキングプアを市が生み出すという結果にもなります。小学生をめぐる深刻な犯罪が発生しており、子供の安全を確保する上で、児童館、子育て支援センターは大きな役割を果たしています。専門性と経験を持つ児童厚生員の確保や子供、父母、児童厚生員と行政との協力、信頼関係の確立が重要となってきます。そういう意味では、児童館、子育て支援センターは市の直営で行うべきであると申し上げまして、議案53、54、55号に対する反対討論といたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

議案56号、57号の立田保健センターの指定管理者の指定についてと、57号の八開総合福祉センターの指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。

同一の団体が一つの施設の中で委託事業を行い、なおかつ指定管理者として施設を管理することにどうしたメリットがあるのか理解できません。このような契約はすべきではないと私は考えております。今後、庁舎等の統合や施設整備が進められる中、立田保健センターにおいては、施設管理の一部委託という形で直営にしておき、市全体でのこの施設の位置づけをしていくことが重要であると考えますので、5年後の長期にわたり指定管理者として指定することは時期尚早であると考えますので、反対といたします。

また、八開の総合福祉センターにおきましても、議案第56号と同じ理由で反対であります、それに加え、社会福祉協議会が八開センターに移る理由や、その後、佐織福祉センターの運営状況をどうするかなど、調整不足を感じております。また、社会福祉協議会に限らず、無償で施設を提供しているケースがあるかと思いますが、これも補助金の一つとして含め、金額として換算し、補助金の一つとして、市民に見えやすい形にし、検証していくべきだと感じております。そして、福祉計画の中でボランティア団体や協議会に所属しない団体、所属できない団体もこれからどこを窓口にして育成していくのか、調整が図られていく段階であります。また、施設の整理・統合もこれから進めていくことになっている中、5年にもわたる指定管理者を指定することは、整合性にも欠けており反対といたします。

**○議長（加賀 博君）**

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

**○6番（榎本雅夫君）**

議案第53号：愛西市北河田児童館の指定管理の指定についてから、議案第55号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についての一括賛成討論を行います。

公の施設が指定管理制度に改められたのは、行政サービスへの民間活力の導入や民営化への流れに沿うもので、よりよいサービスをより安いコストで住民に提供することが求められています。少子化の流れが依然として続いている中で、子育て家庭を社会全体で支援する必要があります。民間の豊富な経営上のノウハウを取り入れて、これらの施設を活性化し、住民に多彩なサービスを提供していただくことを期待し、賛成いたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、2番・鷲野聡明議員、どうぞ。

**○2番（鷲野聡明君）**

議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

合併の効果とし、公共施設を狭い地域での類似施設の重複をなくし適正に配置することや重

複した施設を活用し、新しい行政課題に対応できることが上げられています。今回の指定管理者の指定は、議会での質疑応答でも明らかなように、その方針に沿ったものだと思います。八開総合福祉センターは、平成8年12月に開所した市内の公共施設の中では、比較的新しい施設です。この施設が社会福祉協議会により有効に活用されることを要望し、賛成をいたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

**○8番（田中秀彦君）**

私は、議案第55号：（仮称）愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についてと議案第57号の賛成討論を行います。

第55号の賛成討論といたしまして、社会福祉法人白百合福祉会 白百合保育園には、以前より八開の八輪地区の周辺保育園児の預かり保育の拠点となっております。八輪子育て支援センター開設後は、卒園児も多数利用されると考えられます。また、白百合保育園と、今回開設の八輪子育て支援センターは、距離も近く、管理上、都合もよい点、また利用児童の継続性から八輪子育て支援センターは指定管理者として最適と判断し、賛成討論といたします。

次に、議案第57号：愛西市八開総合福祉センターの指定管理者の指定についての内容でございます。

職員の配置、運営効率を考慮すれば、愛西市八開総合福祉センターの管理運営を指定管理者へ業務委託することは時代の流れで、やむを得ないと考えるところであります。しかし、指定管理者制度導入に際し、利用する市民・住民に対し、サービスの低下はしないことと、住民サービスが向上することが導入の絶対条件であると考えます。導入に際し、理事者側の説明では、土曜日の開館、あるいは平日夜間の利用も考えられるという説明がありました。ぜひそのような対応を願いたいと思います。また、八開総合福祉センター内のふろの利用時間でございますが、現在1時から3時半までというような利用状況で大変短く、付近住民の利用が少ない、あるいはもっと長くしてほしいという要望が出ております。せっかく湯を沸かして、二、三時間でその湯を落とすという大変もったいないような現状を考えた場合、せめて6時までぐらいの利用できる方法を要望したいと思っております。

最後に、地域住民のサービスにつながる方向、方策を構築することを切に要望し、愛西市八開総合福祉センターの指定管理者に実績のある社会福祉法人 愛西市社会福祉協議会への委任にすることは適当と考え、賛成討論といたします。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

議案第53号、54号、55号について、賛成の立場で討論いたします。

私は、指定管理者だからサービスが低下するとは思っておらず、こうした施設を指定管理者で行うことに対しては反対の考えは持っておりません。しかし、直営を否定するものでもありません。こうした施設を指定管理者で行う場合、地元団体が管理運営されることが重要であり、

施設の利用予測やその地域に管理運営を受託できるだけの団体があるかなど判断されるべきことと考えます。前回の指定管理者選定において、課題についてはたくさん上げさせていただきましたが、今回は、専門家を含めた委員で構成されており、選定までのプロセスも改善された上で選定されました。また、指定管理者がかかった場合の措置についても仕組みづくりが進められていることを評価し賛成といたします。

しかし、市民の方々からはさまざまな意見も届いており、保育園の予備校とならないよう、また公的サービスを行政にかわって行っている立場であることを理解いただき、小学生も落ちつける雰囲気づくりをお願いいたします。また、それに加え、孤立した母親に、まだまだこのような施設があることが知られていないのが現状であり、保健センターとのさらなる連携について進めていただきたいということを要望し、賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、10分間ほど休憩をとりたいと思います。11時10分から再開いたします。よろしくお

願います。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第58号から日程第29・議案第71号まで（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから、日程第29・議案第71号：愛西市諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第58号：愛西市西保排水処理施設の指定管理者の指定についてから71号までの賛成討論を行います。

議案第58号から71号の排水処理施設等の指定管理について、今回の指定管理については、前回も指摘しましたが、選定委員に指定管理申請団体の組合長が入っていることは、幾ら地元管理を任せる前提ではあっても、選定方法として問題があります。また、多くの地区で実質的に収納業務を市が肩がわりしている実態もあり、早期に市直営へ移行することも求められます。

以上のような課題はありますが、市は選定の方法を見直し、また徴収方法の改善や市直営などの検討を進めているというふうであり賛成をいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

ここでお諮りいたします。議案第58号から議案第71号までを一括で採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第71号までを一括で採決することに決定いたします。

次に、議案第58号から議案第71号までを採決いたします。

議案第58号から議案71号までを原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第58号から議案第71号までを原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第72号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第72号：市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第73号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第73号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

平成20年度一般会計補正予算についての賛成討論を行います。

弁護士の委託のあり方などについては意見を言いました。また、地域づくりの振興基金の積立金の具体化などについてもまだあいまいな部分が残っていますが、そして福祉作業所

は正職員をふやして安定した職員体制の確立などをしていく必要があります。これらについて、今後の改善を強く要望して賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第74号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第74号：平成20年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第74号について、賛成討論を行います。

この議案は、4月から始まりました後期高齢者医療制度に大きくかかわっております。この制度は大変問題ある制度で、高齢者や国民の大きな怒りが起こり、政府は見直しを繰り返しておりますが、そのしわ寄せを受けているのは住民であり地方自治体です。制度そのものに問題がある以上、廃止する以外に根本的な解決はできません。

さて、本議会の議案質疑の中でも、後期高齢者医療制度の創設に伴い、当初予算の計上が大変難しかったということが説明されました。そして、予算を二重に計上された部分もあり、不適切な予算であったと考えますが、今回その点を改善する補正予算になっておりますので賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第75号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第75号：平成20年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第76号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第76号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。



議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第77号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第77号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第78号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・議案第78号：平成20年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・意見書案第8号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、最初に10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、意見書案第8号：「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書について、賛成討論を行います。

この間の事故米問題など食をめぐる問題の背景には、政府が進めてきた規制緩和によって、従来の問題が起こらないようにする事前規制から、問題が起こってからの対処に重きを置いた事後規制へと切りかえたことがあります。特に事故米問題、汚染米問題では、政府が2003年に米のビジネスの発展と称して、米の取り扱い業者を登録制から届け出制にし、政府の流通米の管理責任を放棄してしまったことが原因の一つです。単に、縦割り行政の弊害といったものではなく、この間の規制緩和の方針そのものの見直しを求める視点が必要であります。そうした点から本意見書について見てみますと、輸入食品の監視体制の強化は当然です。しかし、その一方で、ミニマム・アクセス米の輸入中止の問題についても考える必要があります。また、消費者保護の強化や生産者に対する負担だけではなく、食品衛生法や製造物責任法の抜本的な見直しなど、これまでの規制緩和路線を見直していくことが必要となります。また、国民生活センターや消費者センターの強化など、現行の消費者法行政の強化も求められます。こうした点をぜひとも含めていただきたいところでありますが、本意見書の内容については賛成できますので賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、11番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

○11番（鬼頭勝治君）

意見書案8号の賛成討論を行います。

食は命を支える源であり、一日たりとも欠かすことはできない国民生活の基本であります。消費者の視点に立って、国民の健康を守ることが何よりも重要であると思っております。私たちの食

卓は、国内で生産される農林水産物に加え、世界からさまざまな食料の輸入によって成り立っております。国民が安心して食生活を送るためには、安全な食品の供給に加えて、食に対する消費者の信頼が得られる食品に関する情報の提供が必要で、消費者が正確な情報に基づいて食品を選択できるようにすることによって、国民一人ひとりが生涯を通じて健全な食生活を送ることができると思います。近年、食品の安全、表示に関する悪質な偽装や異物の混入、事故米等の問題、安全を根底から揺るがす事件が多発しております。そうしたところから、農場から食卓までの管理の徹底を通じた食品の安全性の確保などが必要不可欠であると考えます。よって、この意見書案の趣旨に賛同いたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・請願第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、賛成討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について、賛成討論を行います。

本請願では、現在進められている総合斎苑建設事業について計画を見直し、1、建設予定地を白紙に戻し選定をやり直すこと。2、セレモニーホールの建設中止など適切な規模に見直すことを求めています。それはこの間の経緯から言っても当然であります。地元が一番近くの地域の住民の皆さんが見直しを求めているにもかかわらず、計画を進めていくことは到底認められるものではありません。こうした施設をつくる場合、あくまでも地元の住民の皆さんの同意が一番大事であります。そうした同意を得るためにも、そこを選ぶ客観的な理由が必要であります。この間の都市ガス利用の可能性など、実際に利用可能か事前に調査がされていなかった点。また、低い土地であり、浸水などの可能性もあるなどの問題もあり、やはりもう一度地域条件や造成費などの費用も算定し、だれもが納得できるような形の選定をやり直す以外に解決の道はありません。また、施設規模についても、日本共産党の市政アンケートでもセレモニ

一ホールは要らないと答えた人は67%、利用しないと答えた人も58%と、多くの方が必要ないと考えています。公共施設の利用や、あるいは炉の運用についてもしっかりともう一度見直すことが必要であります。市は、ここで一たん立ちどまって計画を見直し、本当に必要な斎苑建設に向けて、市民の声をしっかりと聞きながら進めていくことを望みます。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

賛成の立場で討論いたします。

私はセレモニーホールは要らないとの立場で、この計画づくりが始まったときから全員協議会でも議会でも発言してまいりました。斎場周辺道路整備は農業振興地域除外手続の簡略化のためのものではないか。そして、未買収の用地がありながら道路整備を進めるのは変だ。都市ガスは利用できないことがわかっていながら、市民への説明責任を怠ったことなど、たくさん問題提起をこの間してきました。また、本議会では、市当局が知らないうちに地権者の方が抵当権を設定し、所有権までも移転していることから、私は市と地権者との信頼関係は崩れているのではないかと指摘もさせていただきました。これが利息を含めて30億円もの大きな事業の進め方なのかと、私は不審を感じております。このような背景や地元である西保団地の理解が得られていないこと。そして、今までのプロセスに問題があったことから、私はここで立ちどまり、もう一度最初からやり直す勇気を市長に持っていただきたいという考えのもと、この請願に賛成いたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

最初に、6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

総合斎苑建設計画の見直しを求める請願には、反対の立場から討論いたします。

まず、建設用地については、検討委員会、議会の特別委員会などが検討し、候補地の現地視察を行い決定したものであります。また、総合斎苑の位置については、わかりやすく、交通の利便性がよいと思います。火葬炉については、3基で十分であるとのことでありますが、この先、高齢化に伴い、火葬件数は増加すると予想されます。3基フル回転では、火葬炉の寿命やもしもの故障、トラブル等メンテナンスにも影響が出ると思います。計画の4基で効率よく使用すれば、非常時においても対応できるし、当然長もちし、炉の延命にもつながると考えます。炉の数を県内の市で比較しますと、弥富市は人口4万4,000人で3基であります。私は9月、瀬戸市へ身内のことでありますけれども、瀬戸市斎苑へ行ってきました。瀬戸市は人口13万

2,000人で火葬炉は8基設置されております。愛西市は、人口は瀬戸市の約半数の6万7,000人で4基の計画でありますので、決して多くはないと考えます。セレモニーホールについては、自宅から外部の施設で行われる傾向があります。平成19年度の愛西市の葬儀は約550件で、自宅では114、お寺、公民館、コミュニティが89、民間での利用状況は約350件であります。このように、自宅以外を約79%の方が利用しておられます。私は、9、10、11月と何回か愛西市の方の葬儀に津島市の葬儀場へ行ってきました。そんな折、出席者からも火葬場にセレモニーホールが併設していると、移動しなくてよいから早くできるといいなという声を聞きました。また、ほかでもこのような声を聞きます。4年前でありますけれども、母親の葬儀を津島市の愛昇殿で行いましたが、利用料金は高いなあという感じがしました。市の計画しているセレモニーホールは、民間として安価にできると思います。まさに、住民サービスの一環であると思います。

以上のことから、総合斎苑建設計画の見直しを求める請願には反対をいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、9番・村上守国議員、どうぞ。

○9番（村上守国君）

請願第3号：総合斎苑建設計画の見直しを求める請願について、反対の立場から討論を行います。

御存じのとおり、火葬場は地域社会において不可欠な施設であり、設置については自治体の責務であります。施設の建設には、第一に周辺環境との調和と環境保全対策に考慮する必要があります。現在進められている建設予定地は、一般市民の方も入っている検討委員会や議会の特別委員会で候補地5地区から比較検討し、現在の予定地が最適地と判断されました。既設の斎場は施設の老朽化が進んでいます。故障して困るのは市民の方々かと思えます。市民の方が安心して利用できるようにすることも自治体の責務と考えます。もちろん周辺の環境等にも配慮することは申すまでもありません。セレモニーホールについては、最近の住宅事情や核家族化などで自宅以外の葬儀をすることが多く、今後も増加することからと思われます。市民の利便性や経済性を考えると、セレモニーホールは必要かと思えます。例えば、今回の請願項目の一つであります建設予定地を白紙に戻し選定をやり直した場合は、将来的に愛西市内で斎場の建設はできないと私は思います。これは、決して税金の無駄遣いではないと思います。

よって、この請願には反対をいたします。以上でございます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第3号を採決いたします。

請願第3号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、この請願第3号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・陳情第18号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・陳情第18号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第18号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情の賛成討論を行います。

今までにない不況の嵐が吹き荒れています。トヨタ、キャノンなど、大企業による派遣社員、期間社員、そして正社員まで大量解雇によって社宅などを追い出され、この冬、どのように生活をしていってよいやら、途方に暮れている労働者があふれています。最近、医療・福祉・介護・年金などの社会保障の連続改悪がされ、ますます格差と貧困が広がって、国民の命と暮らしがおびやかされ、介護殺人などの悲劇も後を絶ちません。生活不安は社会不安となって、何も関係ない無差別殺人なども起こっております。08年の4月から後期高齢者医療制度が始まり、廃止せよと高齢者の怒りが全国で広がり、政府としてもたび重なる改正を余儀なくされています。来年度、介護保険も4期の見直しで介護保険料の値上げやサービスの制限など、一層進めようとしております。また、この財源はという問いもありますが、アメリカべったりの軍事費を削減し、大企業に応分の負担をしていただき、また、定額給付金をやめて社会保障にその財源を回せば十分に行うことができます。こんなときだからこそ、自治体として住民の立場に立って、住民の命と健康、暮らしを守るとりでの役割を果たすべきです。介護保険、高齢者医療、子育て支援、国保の改善、消費者施策、健診事業などの充実と国、県、後期高齢者医療広域連合に対して意見書の提出をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

陳情第18号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について、反対討論をいたします。

この陳情は、福祉などの施策の充実と負担の軽減を言っていますが、財源があれば実施してほしい。しかし、今後ますます増大する社会保障給付費をだれが支えるのかということでもあります。少子高齢化の中で、現役世代にあまり過重な負担になるようなことは避けなければいけないと思います。陳情事項にある子育て支援で、中学校卒業まで医療費無料化とか、妊産婦

の14回以上の無料化など実施してほしいことが幾つかありますが、しかし、陳情事項が大変多いため、すべての内容について拡充するのは難しいと考え、この陳情には反対いたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第18号を採決いたします。

陳情第18号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第18号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・陳情第19号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第40・陳情第19号：自主共済制度の保険業法の適用除外を求める国への意見書の採択を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

賛成討論を行います。

今回の保険業法の改正の端緒となっている消費者被害は、共済の名を冠した無保険業者が不特定のものに営業していたことにより発生しました。こうしたにせ共済への規制は厳格に行われる必要があります。しかし、今回の保険業法改正で問題なのは、営利企業である保険会社と自主共済を同列にみなして保険として運営せよと迫っていることでもあります。いわゆる自主共済の特徴は、社会運動組織が母体となっていること。非営利であること。共済事業が母体組織の活動の一部となっていること。自主的、民主的に運営されていること。財政的に自立していること。そして、社会保障など公的保障に対する補完の役割を果たしていることの三つと六つと言われています。主な団体としては、最大の登山愛好者の団体である日本勤労者山岳連盟、そして愛知では、構成員数が既に医師会を上回っている保険医協会、業者団体であります愛知県商工団体連合会などがあります。これらの団体が行っている共済は、仲間同士の助け合いであり、収益を目的に商品として販売する保険とは性格も取り扱いも大きく異なり、同一に規制することには無理があります。既に、3月31日の経過措置期間が終了し、廃止に追い込まれる共済や互助会が続出していると言われています。一刻も早く自主共済の保険業法からの適用除外が強く求められています。

以上、本陳情に対する賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございますか。

[発言する者なし]

なければ、次に反対討論の発言を許します。

23番・中村文子議員、どうぞ。

○23番（中村文子君）

陳情第19号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成18年4月1日に施行された新保険業法は、法令に基づかない相互扶助を目的とした共済制度のような特定のものに対する保険的な事業についても適正に管理していくという改正だと思えます。これは、多くの方が被害者となったオレンジ共済組合事件などを繰り返さぬよう共済制度などを広く保険業法の規制の対象とし、一定のルールのもと事業を行うという改正については、消費者保護の観点からすれば必要なものと考えます。地方公共団体や学校などの共済組合は、この法律の適用除外になってきていますし、健全に運営されてきた他の共済団体については、少額短期保険業制度を同時にスタートさせることにより、一定の配慮もされていると理解しています。

以上の理由により、陳情第19号については反対とさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第19号を採決いたします。

陳情第19号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、陳情第19号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・陳情第20号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第41・陳情第20号：「協同労働の協同組合法」早期制定の国会への意見書提出の陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

賛成討論を行います。

人間らしく働き続けたいという願いを持つ市民が集まり、みんなで出資して仕事をつくり出し、みんなで経営に参加し、人と地域に役立つよりよい仕事に取り組むのが協同労働の理念とされています。世界では、協同労働の協同組合は市民に認知されて活動していますが、日本では適切な法人格がないために、NPO法人や企業組合法人、生活協同組合法人などの法人格を使い活動をしています。本来の意味での協同労働の理念に基づいた活動を法人という形で社会的に認めてもらうことが法制化を目指している目的であり、それが実現をすれば、今以上の活動の広がりをつくり出すことができるというのが陳情の趣旨であり、陳情が言っているように、団体としての入札や契約、そこで働く人の社会保険の加入の問題なども解決される必要があります。協同労働の協同組合法早期制定の国会への意見書提出を求める本陳情には全面的に賛成です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第20号を採決いたします。

陳情第20号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第20号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・陳情第21号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第42・陳情第21号：介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

陳情第21号について、賛成討論を行います。

政府は、介護労働者の待遇改善のためとして、10月30日に介護報酬の3%引き上げ方針を決定しました。しかし、まだ不十分だとの声の関係団体から上がっております。介護報酬は、介護事業者が提供するサービスに対して支払われる公定価格で、これまで3年に一度の改定で2003年にはマイナス2.3%、2006年にはマイナス2.4%と2回連続の引き下げでした。事業所の経営は圧迫され、賃金の低迷と過重労働者の離職が進行し、人材不足が深刻化しました。3%

では過去のマイナス分も取り戻せません。また、介護報酬の引き上げが保険料や利用料に転嫁されないためには、介護保険への国庫負担割合を全国市長会や全国町村会も要求しているように、5%引き上げることが必要です。政府のプラス改定の方針は、国民世論の反映であり歓迎しますが、5%以上の引き上げが必要と考え、この陳情に賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第21号を採決いたします。

陳情第21号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、陳情第21号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。

日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので、暫時休憩をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に意見書案第9号：「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に関する意見書について、意見書案第10号：介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案2件提出されましたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第9号と意見書案第10号を追加日程として、本日、御審議願うことと決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

◎追加日程第1・意見書案第9号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第1・意見書案第9号：「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

総務委員長。

○14番（小沢照子君）

意見書案第9号、平成20年12月22日、愛西市議会議長・加賀博殿。総務委員会委員長・小沢照子。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に関する意見書について。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

内容の説明につきましては、ただいま皆様のお手元に配付されたばかりでございますので、朗読をさせていただいて説明にかえさせていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に関する意見書（案）。

近年の労働環境の大きな変化は、ワーキングプアやネットカフェ難民といった新たな貧困層を生じるなど、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、日本全体を覆う共通した課題となっている。こうした中、働く者や市民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働」を旨とする協同組合は、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めている。

しかし、現在この協同組合は法的根拠がないため、社会的に十分認知されておらず、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題があり、法制化が望まれている。

よって、国会及び政府に対し、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開く有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月22日、愛知県愛西市議会。衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、厚生労働大臣殿、経済産業大臣殿。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第9号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第9号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第9号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎追加日程第2・意見書案第10号（提案説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・意見書案第10号：介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

文教福祉委員長。

### ○20番（大宮吉満君）

意見書案第10号、平成22年12月22日、愛西市議会議長・加賀博殿。文教福祉委員会委員長・大宮吉満であります。

介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書について。

介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出させていただきます。

朗読をもって説明とかえさせていただきます。

介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書（案）であります。

近年、高齢者介護事業を筆頭に、社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に直

面しています。介護は、住民の暮らしや安心の確保において必要な仕事であるにもかかわらず、実際に低賃金、少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪循環を引き起こしています。介護従事者を育成する専門学校や大学でも定員を大きく割り込むところも少なくありません。

今年、国会で介護従事者等処遇改善に関する法が設立し、来年4月までに必要があると認められた場合は必要な措置を講ずるとされました。この間、厚生労働省は、安心と希望の介護ビジョンや社会保障審議会介護給付部会において審議を進め、政府与党は10月30日に追加緊急経済政策を発表し、介護報酬の3%の報酬アップと1,200億円規模の補助を発表しました。しかし、3%で2万円の引き上げというものの、多くの施設で職員を加配して業務を行っている現状、急増する非正規労働者の賃金、労働条件改善を考慮すると、3%で1人当たり2万円の引き上げになるとは言えず、まだまだ不足です。過去2回の改定により引き下げられた分、マイナス2.3%、マイナス2.4%の回復にもなっていません。

また、厚労省は3%引き上げ分は、介護労働者の賃金引き上げにのみ充てる分として計上したと明言したものの、その実行を担保する具体的システムについては、いまだ図られていません。それに加え、保険料への国庫負担を3年間の経過措置とし、それ以降の財源を消費税引き上げに求めている点は、将来的に国民負担に転嫁するものであって、重大な問題です。

政府の来年度予算において、少なくとも5%の介護報酬の引き上げが実現されることが介護職場における人材確保問題の実効性を伴った解決につながります。

つきましては、介護職場の人材確保問題を解消していくために、下記事項について実施するよう要望します。

記といたしまして、(1)2009年度予算では、国の費用負担によって介護報酬単価の5%引き上げをし、介護施設等の職員の賃金・労働諸条件を公務員と同等の水準に保障すること。

(2)同様に、介護施設の職員配置、基準を改善すること。

(3)引き上げられた報酬単価が、職員の賃金に確実に反映されるよう制度を改めること。

(4)前項の改善のための費用は、保険料や利用料に転嫁しないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成20年12月22日、愛知県愛西市議会。内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿ということであり  
ます。

よろしく願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第10号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第10号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第10号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

12月定例会、12月4日から本日までの長きの間、そして大変多くの案件を御審議いただき、それぞれ御決定をいただきまして、ありがとうございました。

この1年を振り返ってみますと、まさに議会の皆さん、あるいは市民の皆さんにも、私どもの不手際、あるいは不祥事によりまして、大変な御迷惑、御心配をおかけしましたことを改めておわびを申し上げさせていただき次第であります。今後もさらに職員の意識改革、あるいは行財政改革をきちっと進めてまいりたいと思っております。

最近の国際的な金融の不安などで大変新年度に向けての予算査定を進める中で、不透明さもあるわけではありますが、情報確保をきちっと務めながら、新年度予算に向けて対処してまいりたい、そんなことを思っております。

ことしもあと10日弱であります。議員各位におかれましてはどうぞ時節柄御自愛をいただき、健康にも御留意をいただいて、新しい年をお迎えいただきますように御祈念を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成20年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時07分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

加賀博

会議録署名議員
第2番議員

鷺野聡明

会議録署名議員
第3番議員

三輪久之